

1

第1章

計画策定にあたっての考え方



I 長期計画(後期)の概要

1 長期計画(後期)策定の背景

平成21年3月、本区は概ね今後20年を展望した新たな「江東区基本構想」を策定しました。

この基本構想は、急速な人口増加や南部地域を中心とした開発の進展といった、本区を取り巻く社会状況の大きな変化に的確に対応し、未来に向かって発展を続ける江東区の都市像を明確にするため、区民等150人からなる江東未来会議や基本構想審議会、区民説明会、パブリックコメント等で寄せられた多くの区民の意見を反映し、策定されたものです。

江東区の将来像を「みんなでつくる伝統、未来 水彩都市・江東」と定めるとともに、目指すべき江東区の姿を「水と緑豊かな地球環境にやさしいまち」「未来を担うこどもを育むまち」「区民の力で築く元気に輝くまち」「ともに支えあい、健康に生き生きと暮らせるまち」「住みよさを実感できる世界に誇れるまち」の5つとして、施策の大綱を定めました。

この新たな基本構想の実現を図るため、長期的な観点から今後進めるべき本区のまちづくりの主要課題とその取り組みの方向性を明らかにし、総合的・計画的に諸施策を展開させることを目的として、平成22年3月、「江東区長期計画」を策定しました。

長期計画は、江東区のまちづくりと区政運営の具体的な指針となるもので、現在まで長期計画の着実な実行を目指し、区政運営に取り組んできました。

しかしながら、この間、平成23年3月の東日本大震災の発生や平成25年9月の東京オリンピック・パラリンピックの開催決定等、区政を取り巻く環境は大きく変化し、新たな課題も生まれています。

こうした長期計画策定時には想定し得なかった社会経済情勢の変化や多様化する区民ニーズに的確に対応するため、このたび「江東区長期計画(後期)」を策定いたしました。

長期計画(後期)の策定にあたっては、長期計画の性格、位置づけ、視点等は計画期間を通じた考え方であり、分野別計画等についても基本的には計画期間における施策の方向性を示すものであるため、長期計画(後期)でもその内容を踏襲しつつ、必要に応じて長期計画について所要の見直しを行いました。

2 長期計画（後期）の性格と位置づけ

長期計画（後期）においても、長期計画で示した考え方を踏襲します。

① 計画の性格

長期計画は、江東区のまちづくりと区政運営の具体的指針となるものであり、基本構想の実現について、具体的方向性を明確にするものです。

また、国・都及び民間企業等が本区にかかわる事業を展開するにあたって、その指針となるものであり、公共施設の建設、改修などの施設整備事業及び人的サービスの施策などの非施設事業からなる総合計画です。

② 計画の位置づけ

① 分野別計画体系の明確化

長期計画は、基本構想に掲げる将来像と施策の大綱等に従い、分野別の計画体系を示すとともに、重点的に取り組むべき施策を明示したものです。

② 予算編成の基礎

長期計画は、江東区のまちづくりと区政運営の具体的指針となるものであり、基本構想の実現について、その具体的方向性を明確にするとともに、各年度の予算編成の基礎となるものです。

③ 部門計画の上位計画

長期計画は、各種の部門計画の上位計画であり、部門計画の守備範囲、重点方向を調整する際の指針となるものです。

④ 進行管理と施策評価の基準

長期計画は、計画期間における施策体系と施策を実現するための取り組み、成果目標を明らかにしたものであり、各年度の予算編成による進行管理と施策評価の基準となるものです。

③ 計画の対象区域

長期計画の対象となる区域は、原則として江東区の区域とします。なお、広域的な観点で計画されている事業については、国・都及び他公共団体等との調整や連携に配慮します。

3 長期計画（後期）の期間

長期計画（後期）においても、長期計画で示した考え方を踏襲します。

長期計画の計画期間は、平成22年度から平成31年度までの10か年とします。このうち、平成22年度から平成26年度までを前期、平成27年度から平成31年度までを後期とします。

4 長期計画（後期）の体系と構成

長期計画（後期）においても、基本的には長期計画で示した考え方を踏襲しますが、必要に応じて見直しを行いました。

① 計画の体系

基本構想に示された概ね20年後の江東区の将来像「みんなでつくる伝統、未来 水彩都市・江東」の実現を目指し、下記のような計画の体系とします。

■ 計画の体系

基本構想

(平成21年3月策定)

概ね20年後の区の将来像と施策の大綱

長期計画

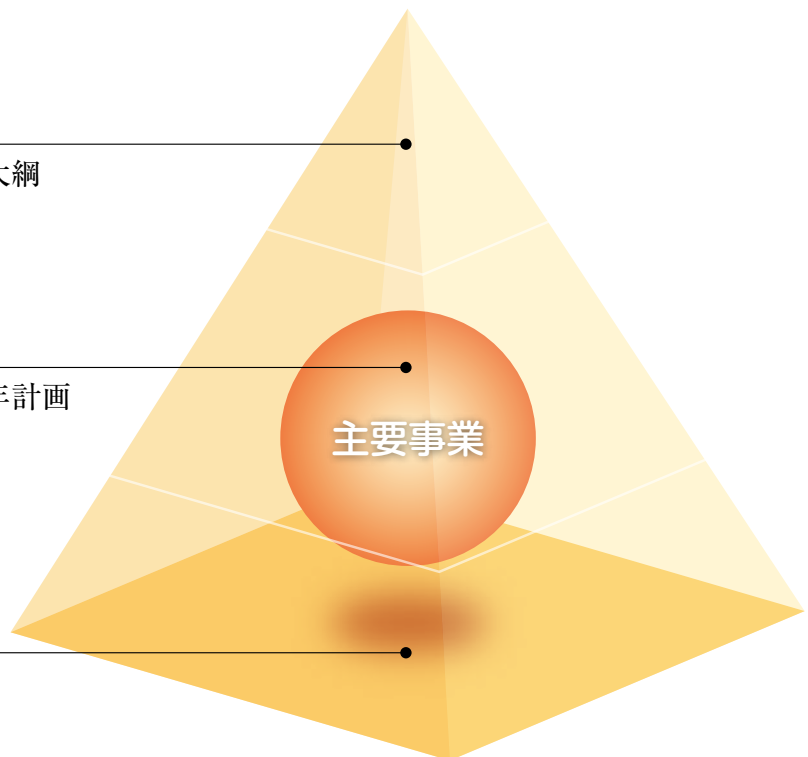
(平成22年3月策定)

基本構想を具体化するための10か年計画

各事務事業

(予算編成・執行)

毎年度の予算の編成と執行



② 計画の構成

この長期計画（分野別計画）では、次の構成により各施策の基本的な方向性と取り組み、将来目標を明らかにしています。

▶現状と課題

施策の進捗状況と今後解決すべき課題を示しています。

長期計画策定から5年が経過したことから、直近の状況を踏まえて内容を見直しています。

▶施策が目指す江東区の姿

施策を総合的・計画的に展開することによって実現する江東区の姿を示しています。

10年間の長期計画期間を通じた考え方であるため、長期計画(後期)でも長期計画で示した考え方を踏襲しています。

▶施策実現に関する指標

施策の積極的な展開によって、どのような成果(メリット)が区民にもたらされたかを表す指標(モノサシ)として設定するもので、その推移を明らかにすることによって、区民への説明責任を果たすとともに、施策や具体的な事務事業の改善に活用していくものです。

長期計画策定から5年が経過したことから、直近の状況を踏まえて必要に応じて指標の追加や見直し、廃止をしています。

なお、長期計画(後期)の最終年度である平成31年度を目標年度とします。

▶施策を実現するための取り組み

施策を実現するための取り組みの柱を記載し、その目的と、区が区民や事業者とともに進めるべき具体的な取り組みの方向性を示しています。

長期計画策定から5年が経過したことから、直近の状況を踏まえて必要に応じて具体的な取り組みの内容を見直しています。

▶主要事業

長期計画の各施策の「施策が目指す江東区の姿」、「施策実現に関する指標」、「施策を実現するための取り組み」を実現・達成するために、特に重点的に取り組むべき事業を示しています。

毎年度実施する行政評価の結果や社会状況の変化等に基づき、事業量・事業費の見直しや、新たな事業の選定を行います。

なお、長期計画(後期)の最終年度である平成31年度を目標年度とします。

Ⅱ 長期計画(後期)の前提

1 計画人口

長期計画(後期)では、直近の人口に基づき長期計画の計画人口を見直します。

① 人口

江東区の人口は、平成21年で概ね46万人、平成26年で概ね49万人と、増加を続けています。長期計画(後期)における平成31年の人口は、概ね52万人と推計します。

② 年代別人口

年代別人口は、年少人口(0～14歳)、生産人口(15～64歳)、高齢人口(65歳以上)ともに増加する見込みです。

構成比で見ますと、高齢人口(65歳以上)は、平成21年で区全体の19.3%、平成26年で20.6%を占めていますが、高齢化の傾向は今後も続き、平成31年には21.6%と見込んでいます。

また、年少人口(0～14歳)も、平成21年で区全体の11.8%、平成26年で12.5%と増加しており、平成31年も区全体の12.9%になると予測しています。

一方、区全体に占める生産人口(15歳～64歳)の割合は、平成21年で区全体の68.9%、平成26年で66.9%と減少しており、平成31年も65.5%と引き続き減少すると見込んでいます。

③ 外国人住民数(再掲)

外国人住民数は、平成21年で概ね1万9,000人、平成26年で概ね2万1,000人と増加を続けており、平成31年では概ね2万4,000人と推計します。

④ 世帯数

世帯数は、平成21年で概ね22万5,000世帯、平成26年で概ね24万5,000世帯と増加を続けており、平成31年では概ね25万6,000世帯と推計します。

江東区の人口

(各年1月1日現在 単位:人、世帯)

区分	年	平成21年 (2009年)	平成26年 (2014年)	平成31年 (2019年)
人口総数		455,459	487,142	520,698
年少人口	(0-14歳)	53,614 11.8%	60,996 12.5%	67,109 12.9%
生産人口	(15-64歳)	313,727 68.9%	325,873 66.9%	341,229 65.5%
	青年層	(15-24歳) 38,998 8.6%	37,045 7.6%	41,013 7.9%
	前期壮年層	(25-34歳) 72,137 15.8%	71,200 14.6%	66,103 12.7%
	後期壮年層	(35-54歳) 136,389 29.9%	160,138 32.9%	180,300 34.6%
	熟年層	(55-64歳) 66,203 14.5%	57,490 11.8%	53,813 10.3%
高齢人口	(65歳以上)	88,118 19.3%	100,273 20.6%	112,360 21.6%
	前期高齢層	(65-74歳) 52,820 11.6%	56,439 11.6%	57,800 11.1%
	後期高齢層	(75歳以上) 35,298 7.7%	43,834 9.0%	54,560 10.5%
外国人住民数(再掲)		18,664	21,234	23,768
世帯数		224,794	244,836	256,440
	平均世帯人員	2.03	1.99	2.03

注1) 人口は、平成26年の住民基本台帳データを基に、今後の開発動向を勘案して、コーホート要因法により算出しています。

注2) 人口総数には、外国人住民数(平成21年は外国人登録者数)を含みます。

注3) 構成比の合計は、四捨五入の関係で一致しないことがあります。

2 財政計画

① 財政計画の考え方

わが国経済は、雇用・所得環境の改善傾向などから、緩やかに回復していくことが期待されています。しかし、消費者マインドの低下や海外景気の下振れも懸念され、予断を許さない状況にあります。

本区の財政計画においては、特別区税は納税義務者数の増や所得環境の改善などから増収となるものの、特別区交付金は法人住民税の一部国税化など、確たる増収が期待できません。こうしたなか、長期計画の着実な推進、東京オリンピック・パラリンピック開催を始めとした新たな行政需要に適切に対応するためには、その裏付けとなる財源を担保することが必要です。

このため、引き続き効率的かつ効果的な行財政運営に努めるとともに、先行き不透明な財政状況下においては、後年度負担に十分配慮しながら、これまで培ってきた基金や起債などの財政力を活用し、5か年の財政計画を策定しました。

② 財政収支推計の方法

平成27年度については、当初予算に今後見込まれる行政需要を加味したフレーム額とし、平成28年度以降の財政計画については、現行の行財政制度によることを前提として、人口増加や主要経済指標等に基づき、次のように推計しました。

歳入

①特別区税

既に決定している税制改正を反映するとともに、納税義務者数及び経済成長率を考慮して推計しました。

②特別区交付金

法人住民税の一部国税化などの税制改正を反映するとともに、経済成長率等を考慮して交付額を推計しました。

③譲与税等

現行制度を前提に、主に経済成長率を考慮して推計しました。

④国・都支出金

現行制度を前提に、歳出の見込みに連動させて推計しました。

⑤繰入金

主要事業の計画に基づき、公共施設建設基金、学校施設改築等基金、防災基金などを活用するとともに、年度間の財源調整として、財政調整基金を活用しました。

⑥特別区債

将来の財政負担を考慮し、活用を図りました。

⑦その他の収入

人口増加や今後の事業計画、受益者負担等を踏まえて推計しました。

歳 出

①人件費

行財政改革計画や今後の退職者の推移などを踏まえ推計しました。

②扶助費

現行制度を前提に、人口増加や新たな福祉施設の運営費などにより、推計しました。

③公債費

特別区債について、既発行分及び発行見込額の元利償還金を推計しました。

④投資的経費

新規施設の整備及び既存施設の更新等の施設主要事業に基づき推計しました。

⑤その他の経費

人口増加や新規施設の整備等によるランニングコストなどを考慮して推計しました。

③ 長期計画財政内訳

①一般会計財政収支見込

(単位:百万円、%)

区 分	平成27年度		平成27～31年度		
	金 額	構成比	金 額	構成比	
歳 入	国・都支出金	41,173	21.7	205,470	22.0
	特別区債	8,143	4.3	12,361	1.3
	繰入金	10,892	5.7	56,537	6.0
	その他	12,817	6.8	55,664	6.0
	一般財源	116,572	61.5	605,279	64.7
計	189,598	100.0	935,312	100.0	
歳 出	義務的経費	90,318	47.6	468,909	50.1
	投資的経費	33,509	17.7	130,666	14.0
	その他の経費	65,771	34.7	335,737	35.9
	計	189,598	100.0	935,312	100.0

②長期計画事業費内訳

(単位:百万円、%)

区 分	平成27年度		平成27～31年度	
	金 額	構成比	金 額	構成比
5 か年主要事業費	30,880	100.0	123,364	100.0
施設主要事業	26,042	84.3	99,918	81.0
非施設主要事業	4,838	15.7	23,445	19.0

※表示単位未満で四捨五入を行っているため、合計が一致しない場合があります。

3 都市計画

長期計画(後期)においても、これまで同様、「江東区都市計画マスタープラン」に定めるまちづくりの目標や将来の都市構造と土地利用の方針に基づき、都市づくりを進めていきます。

① まちづくりの目標

基本構想に掲げる江東区の将来像「みんなでつくる伝統、未来 水彩都市・江東」の実現に向けて、まちづくりの目標を次のように定めます。

①水とみどりあふれる環境にやさしいまち

河川や運河、そして親水公園等が縦横に位置し、水とみどりが江東区の最大の特徴となっています。行政と区民が協働して、水辺のにぎわいを創出しながら魅力をさらに引き出します。また、地域の特性を生かした、落ち着きと調和のあるまちなみを形成するとともに、深刻化する地球環境問題に対して、まちづくりの視点からも取り組みます。

②地域の文化・活力を継承・創造するまち

主に既成市街地に立地する歴史・文化資源と、主に新市街地に立地する大規模なレクリエーション施設を活用した都市型観光のまちづくりを、地域の個性を踏まえ中長期的な視点で進めます。また、都市の活性化に資する産業や計画的な土地利用を進め、地域の活力向上を推進します。

③安心して快適に暮らせるまち

地域間での移動を円滑にできるよう公共交通機関の整備を誘導するとともに、自動車、歩行者等が利用しやすい道路を整備します。また、地震や水害、火災など、災害に強いまちを創るとともに、ユニバーサルデザインや防犯性の高いまちの整備を推進します。そして、社会情勢の変化に対応しながら、住み続けることができる住宅・住環境づくりを誘導します。

④みんなでつくるまち

行政による道路、公園などの都市基盤整備だけでなく、江東区に住み、働き、遊び、集う区民や企業、地域団体、NPOなどあらゆる主体が、まちに対する愛着を持つことができるよう、連携・協働してまちづくりを進めます。また、持続可能なまちづくりを実現するため、イベントや施設管理など民間によるまちづくり活動(エリアマネジメント等)の仕掛けづくりを誘導します。

② 将来都市構造

区民の生活や活動を支える都市基盤や都市機能の誘導を的確に進めるため、江東区の都市づくりにおける方向性を、「将来都市構造」と「土地利用」によって示します。

①将来都市構造

伝統や文化、新しいまちなみの形成など、多様な機能が複合し、調和する江東区の特徴を生かすために、都市づくりの拠点としての「都市核・地域核」と、骨格としての「都市軸・水彩軸・湾岸軸」を示します。

②土地利用

江東区は、住・商・工・業など多様な機能が複合し、市街地が形成されていることが特徴です。今後も予想される大規模な土地利用転換や社会経済状況の変化に対応するため、土地利用の大きな方向性を、市街地形成の経緯や現在の土地利用の特性を踏まえた5つの区分に大別して、まちづくりを誘導します。

■図 将来都市構造と土地利用



将来都市構造

- 都市核: 江東区の魅力や文化を発信する広域的な拠点
- 地域核: 地域の特性を生かした生活や文化の拠点
- ⇄ 南北都市軸
- ⇄ 東西都市軸
- 都市軸: 都市核相互の連携を強化し、その機能を高めながら都市の魅力を上げる骨格
- ⇄ 水彩軸: 江東区の魅力である「水とみどり」を生かした都市づくりを進めるための軸
- ⇄ 湾岸軸: ウォーターフロントの広域的ネットワークを生かした都市づくりを進めるための軸

土地利用

- 多様な土地利用が調和する複合市街地
- 良好な住環境の誘導を推進する複合市街地
- 土地利用転換の誘導による新しい複合市街地
- 計画的な土地利用を進める市街地
- 港湾・埠頭地区

オリンピック・パラリンピックのレガシーを活かしたまちづくりの推進

2020年に開催される東京オリンピック・パラリンピックでは、江東区に多くの競技場が設置される予定です。

区では、大会開催時だけでなく、開催後も持続的に発展していくために、平成26年5月、「江東湾岸エリアにおけるオリンピック・パラリンピックまちづくり基本計画アウトライン」を策定しました。

平成27年に「オリンピック・パラリンピックまちづくり基本計画」を策定し、大会開催後の区の都市像を掲げ、レガシーを活かしたまちづくりを推進します。

Ⅲ 長期計画(後期)の視点

多様化する区民ニーズに的確に応え、質の高いサービスを提供するためには、区自身がこれまでの区政運営手法を見直し、区民への説明責任を十分に果たすとともに、行政に求められる役割を的確に把握して、それに沿った行財政改革の実現や職員の意識改革などに積極的に取り組む必要があります。

長期計画(後期)においても、これまで同様、不断の改善による効率的な行財政運営を実現させるとともに、区民が積極的に新たな公共分野の運営に参画・協働できる環境を拡充し、長期計画(後期)の着実な実行に努めます。

1 協働

多様化・複雑化する区民ニーズに対応しながら、基本構想に掲げられた区の将来像を実現するためには、地域の実情や課題に一番身近な区民や市民団体(地縁団体、ボランティア団体、NPO法人等)、事業者が主体となって、地域課題の解決と発展に取り組むことが不可欠です。

また、こうした課題に主体的に取り組んでいこうという区民の意識が高まる中で、区民や市民団体の地域活動が活発化しています。

長期計画(後期)においても、これまで同様、協働推進に関する基本的な考え方にに基づき、区民満足の上昇と地域の活性化を図るため、市民団体や事業者と区がともに地域課題の解決に取り組む「協働」を積極的に推進します。

① 協働を推進することにより期待できる効果

- 市民団体の特性や専門性が活かされ、きめ細かく、質の高いサービスを提供することができます。
- 区民や市民団体が主体的に地域課題の解決にかかわることで、区民の地域への愛着を高めることができます。
- 市民団体の活動の活性化、組織力の向上が図られることにより、新たな公共サービスの担い手を育成することができます。
- 区は、区民や市民団体と同じ視点に立った、新たな課題解決方法を取り入れるとともに、透明性の高い区政運営を実現することができます。

② 市民団体と区が協働するために必要な基本的姿勢

対 等 性…互いに対等なパートナーであることを認識し、それぞれの主体性や特性を活かした役割と責任を果たします。

相互理解…話し合いを重ねながら、地域の課題や協働の目的を共有し、それぞれの組織や手法を尊重した相互理解を図ります。

評 価…区民や第三者からの客観的な評価を受け、協働の効果を検証していきます。

③ 協働を推進するために取り組む環境整備

- 全庁的に協働を推進するための体制を強化し、職員の意識改革、市民団体からの提案を施策に反映する仕組みの構築等に取り組めます。
- 区民、市民団体等へ協働に対する理解を広め、地域に協働を定着させるための意識を醸成するとともに、団体活動の情報発信の充実等によって、区民の参加促進と活動の活性化を図ります。

2 地方分権

- 個性豊かで活力に満ちた地域社会を実現させるためには、住民に身近な行政は地方公共団体が担うとの原則に基づいた、国と地方公共団体の役割分担を明確にするとともに、地方公共団体の自主性及び自立性を高めることが必要です。
- 平成23年4月以降、4次にわたる地方分権一括法の成立を受け、一部の事務で地方に対する規制の緩和や基礎自治体への事務・権限の移譲が行われました。しかし、用途地域等の都市計画決定権限や児童相談所の設置権限については、住民に最も身近な特別区への移譲は実現しませんでした。
- 本区は、区民福祉を向上させる観点から、国や都から区への権限と財源の委譲を積極的に行うべきであると考えており、国や都の動向を注視しつつ、引き続き地方分権改革の推進を強く求めています。

3 行財政改革

1 行政評価システムの運用

- 区では、財源や人といった行政資源を有効活用するとともに、区民に分かりやすい行政運営を実現させるため、長期計画の各施策が掲げる目標の達成度を指標で示し、施策や事務事業の評価を行う行政評価システムを活用しています。長期計画(後期)においても、引き続き行政評価システムの活用を図るとともに、客観的な視点に立った評価を施策に反映させるため、外部評価を実施します。
- 行政評価システムによる評価を踏まえた事業実績の検証を行い、次年度の予算編成方針へ反映させます。
- これらの取り組みによって、評価と予算編成、事業の実施を一つのサイクルとし、時代の変化に常に適切に対応できる区政運営を実現します。

2 職員体制の改革

- 時代の要請に即した区民サービスを常に提供し続けていくために、環境変化や新たな行政需要に柔軟に対応できる職員の育成に取り組みます。
- 常に簡素で効率的な体制を維持するとともに、オリンピック・パラリンピック開催準備や南部地域を中心とする人口増加等による行政需要の高まりに留意しつつ、以下の基本方針のもと、定員適正化計画を策定し着実に取り組みます。

定員適正化に向けた基本方針

- ①限られた人材の中で、執行体制の見直しを図り柔軟な人員配置を行います。
- ②事務事業の見直しを図り、効果的なアウトソーシングを推進します。
- ③再任用職員等を有効に活用します。
- ④退職不補充の方針のもと、単純労務職員(技能系職員)の採用は原則として行いません。

3 組織・機構改革

- 基本構想の実現に向けて、機動的な組織の再編や、区民に分かりやすい組織構成、また効率的な行財政運営を可能にする業務執行体制の整備等を柱とした抜本的な組織改正を、平成21年度と22年度の2か年にわたり実施しました。
- 更なる地域福祉の向上を図るため、今後も、長期計画(後期)の具体的な施策や刻々と変化する社会経済情勢を見極めながら、時代の要請に沿った効率的かつ効果的な組織体制の整備に努めます。

4 事業運営手法の改革

- 区では、「アウトソーシング基本方針」に基づき、財政負担を軽減しつつ、多様化する区民ニーズに対応するため、指定管理者制度の導入や施設の民営化、業務委託など積極的に事業運営手法の改革を図ってきました。今後も、これらの実績等の検証を行うとともに、「江東区行財政改革計画(後期)」に基づき、区民サービス向上のため、引き続き簡素で効率的な行財政運営を推進していきます。
- アウトソーシングを実施した業務やサービス内容の維持向上を図るため、契約・協議の内容に応じた検査(監査)の精度を高めるなど、管理体制の構築・推進を図ります。
- 新規の事業や施設に関する業務は、アウトソーシングを積極的に取り入れるとともに、事務事業の更なる見直しを図り、事業運営手法の改革が可能な業務や施設の検討を推進します。

取り組みの方向性

- 学校、保育所、児童館等における警備、調理、用務等の委託化
- 福祉会館、児童館、保育所、図書館等の公設民営化や業務委託等
- 外郭団体の経営改善

5 歳入確保に向けた取り組み

- 区税や国民健康保険料等の収納体制の強化と滞納抑制に努めます。
- 行政が行うサービスの対価については、住民負担の公平確保の視点と受益者負担の原則に立脚しながら、原則として4年毎に見直しを行うこととし、適宜、適正な対応を図ります。
- 新たな歳入の確保に向け、広告収入などの自主財源確保策を積極的に検討し、取り組んでいきます。

6 区有財産の有効活用

- 区有財産については、現在の公共施設等が有効に活用されているかについて、常に検討を行うことが必要です。既に役割を終えたものや時代のニーズに適合しない施設については、廃止及び用途転換等を検討します。
- 施設の用途廃止等に伴う跡地利用については、区民要望に十分配慮したうえで、有償貸付や売却などの手法を勘案しつつ、全区的立場から必要な公共・公益施設の確保を図ることを検討します。

4 施設整備・改修計画

下記の基本方針のもと、財政状況を十分勘案するとともに、総務省からの「公共施設等総合管理計画」の策定要請も踏まえ、南部地域を中心とする人口増加に対応する新たな施設の整備や老朽化した既存施設の改修等を適切に実施していきます。

1 施設整備・改修等の基本方針

- ① 新たに整備する施設については、需要や必要性を精査したうえで整備を行います。また、既存施設の改修等については、安全に施設を維持するための配慮と事故防止の観点から、緊急性、必要性を十分に配慮したうえで実施します。特に公共施設の耐震化については、補強工事等の着実な実施を図ります。
- ② 整備・改修等に当たっては、企画、設計、工事、改修、修繕、維持管理、処分につながるライフサイクルコストを十分検討し、コストの縮減等の効率化に努めます。
- ③ 既存施設については、施設を取り巻く社会環境の変化を十分に認識したうえで、改修等の必要性を精査します。また、時代のニーズや区民要望等に沿った施設のあり方を併せて検討し、施設の持つ機能そのものを見直します。
- ④ 施設目的の達成、利用者の減少等で必要性の低くなっている施設については、施設の廃止・縮小、代替施設への転換、他の施設との統合を検討します。
- ⑤ 施設のあり方について見直しが必要とされる施設については、必要な見直しを行ったうえで改修等を行います。
- ⑥ 施設の利用用途による必要性、構造上の設置可否を検討のうえ、公共施設のバリアフリー化や屋上・壁面緑化、木質化・木材利用を進めていきます。

2 対象施設

次表に掲載する施設を整備・改修の対象とし、具体的な計画は主要事業として示します。なお、主要事業は、行政評価の結果や社会状況の変化等に基づき、毎年度見直しを行います。



整備計画表

分野	施設種別	掲載ページ	事業計画					摘要
			27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	
緑・環境	水辺の散歩道	128	170m	120m	200m	250m	250m	
	潮風の散歩道	128	40m	150m	400m	250m	250m	
子育て・教育	認可保育所 (定員増数)	135	1,118人	1,184人	1,020人	1,039人	1,020人	
	小学校	139	(仮称)第二有明					
			設計	工事	工事			
	中学校	139	(仮称)第二有明					
設計			工事	工事				
健康・福祉	小規模多機能型 居宅介護施設	157	1施設	1施設	1施設	1施設	1施設	
	特別養護老人 ホーム	158	塩浜一丁目					
			工事	工事				
	認知症高齢者 グループホーム	158	1施設	1施設	1施設	1施設	1施設	
	介護専用型 ケアハウス	159		1施設				
	都市型軽費 老人ホーム	159		2施設	1施設	1施設	1施設	
	障害者多機能型 入所施設	160					設計	

分野	施設種別	掲載ページ	事業計画					摘要	
			27年度	28年度	29年度	30年度	31年度		
まちづくり	だれでもトイレ	168	4か所	5か所	5か所	5か所	5か所		
	都市計画道路	169	大島地区(補助115号線)						
			用地買収	工事	工事	工事			
	道路無電柱化	169	豊洲地区(補助199号線)						
						設計	設計	H39竣工	
			亀戸地区						
			工事						
			東京オリンピック・パラリンピック会場周辺路線						
			設計	移設	工事	工事	工事	H31竣工	
			仙台堀川公園周辺路線						
自転車駐車場	172	設計	設計	設計・移設	設計・移設・工事	H35竣工			
		有明駅 国際展示場駅							
		設計	工事						
江東区 中央防災倉庫	177	新豊洲駅							
		工事							
		市場前駅							
学校備蓄倉庫	177	工事							
		2施設							
ヘリサイン	177	7校	6校	2校	1校				
防災無線子局	177	4か所	4か所	4か所	4か所	4か所			
庁舎等	豊洲 シビックセンター	180	工事						

改修計画表

分野	施設種別	掲載ページ	工事種別	対象施設 (平成27～31年度で設計・改修等を行う施設)
緑・環境	親水公園		改修	仙台堀川
	区立公園	128	改修	各区立公園 (大規模改修:年2園、小規模改修:年5園)
	区立児童遊園		改修	各児童遊園 (大規模改修:年2園、小規模改修:年3園)
	リサイクルパーク	131	改修	プラント
子育て・教育	認可保育所	135	改修	森下、大島、辰巳第二、辰巳第三、豊洲
		136	改修	東雲、辰巳第二、辰巳第三、亀戸第二、東砂第三、深川一丁目(耐震補強)、大島第二、大島第三
	子ども家庭支援センター	137	改修	豊洲、南砂
	小学校	139	増築	南陽、東雲、有明、北砂
		140	改築	第二亀戸、第五大島、香取
	改修		小名木川、北砂、臨海、南陽、川南、数矢、東陽、辰巳、砂町、第二砂町 その他各校で施設の状況に応じて小規模改修	
	中学校	140	改築	第二大島
			改修	砂町、第三砂町、深川第二、深川第四、辰巳、南砂 その他各校で施設の状況に応じて小規模改修
	幼稚園	140	改築	第二亀戸
			改修	南陽、川南、枝川、なでしこ、つばめ その他各園で施設の状況に応じて小規模改修
	児童館	142	改築	森下
			改修	東砂、東陽、平野、亀戸第三、小名木川、辰巳
	学童クラブ	143	改修	東砂、東陽、豊洲三丁目、東雲第二、平野、塩浜、亀戸第三、小名木川、豊洲四丁目、南砂六丁目、大島八丁目、東雲第三、辰巳
	江東きッズクラブ	144	改築	香取
改修			越中島、有明、北砂、臨海、数矢、東陽、辰巳、砂町、二砂	
産業・生活	青少年センター	146	改修	青少年センター
	商工施設	147	改修	産業会館、商工情報センター、消費者センター
	地区集会所	149	改修	三好、大島、高森、亀戸北、北砂中央、南砂北、潮見、住吉、新大橋
	区民館	150	改修	砂町、小松橋
	文化学習施設 (文化センター)	151	改築	豊洲
			改修	森下、亀戸、東大島
	区民体育館 (スポーツセンター)	151	改修	深川、深川北
	屋外区民運動施設	152	改修	夢の島競技場、新砂運動場、豊住庭球場、荒川・砂町庭球場、深川庭球場

分野	施設種別	掲載ページ	工事種別	対象施設 (平成27～31年度で設計・改修等を行う施設)
産業・生活	図書館	152	改築 改修	豊洲 亀戸
	男女共同参画推進センター	153	改修	男女共同参画推進センター
	歴史文化施設	154	改修	中川船番所資料館、旧大石家住宅
	江東公会堂	154	改修	江東公会堂
健康・福祉	保健施設	156	改修	深川保健相談所、保健所、健康センター
	高齢者在宅サービスセンター	157	改修	白河、古石場
	福社会館	162	改修	東砂
	老人福祉センター	162	改修	城東、深川
	障害者福祉施設	165	改修	亀戸福祉園、東砂福祉園、あすなろ作業所、リバーハウス東砂、ワークセンターつばさ
まちづくり	区営住宅	166	改修	扇橋一丁目、塩浜、猿江一丁目、北砂二丁目、大島五丁目、東砂八丁目、森下二丁目、塩浜一丁目、北砂七丁目、東陽一丁目、東陽一丁目第二
	主要生活道路	170	改修	道路(改修:年16,000㎡)、新木場(道路復旧)
	橋梁	171	架替	三島橋、清水橋、御船橋、弁天橋、巽橋
			改修	中川大橋、雲雀橋、新高橋、東富橋
			撤去	越中島横断歩道橋、鶴島横断歩道橋
			塗装	各橋梁
街路灯	172	改修	街路灯(改修:年560基)	
防災船着場	177	改修	夢の島	
庁舎等	出張所	180	改築	豊洲
			改修	砂町、小松橋、亀戸

公共緑化・再生可能エネルギー等の活用を行う施設(新設含む)

公共緑化	屋上・壁面緑化	129	8施設	豊洲シビックセンター、森下保育園・児童館、第二亀戸小、南陽小、東雲小、(仮称)第二有明小・中、第五大島小、香取小
	校庭芝生化		8施設	第二亀戸小、臨海小、(仮称)第二有明小、(仮称)第二有明中、川南小、第五大島小、第二砂町小、香取小
再生可能	太陽光発電施設 雨水利用施設	134	5施設	豊洲シビックセンター、第二亀戸小、(仮称)第二有明小・中、第五大島小、香取小

※長期計画(後期)計画期間内から改修等に着手する施設及び平成26年度以前から着手している施設を掲載しています。

※公共緑化・再生可能エネルギー等の活用を行う施設は、後期計画期間に竣工する施設を掲載しています。

※各施設の改修等スケジュールについては、「掲載ページ」欄のページの各主要事業の項に掲載しています。

2

第2章

長期計画（後期）における 重要課題・重点プロジェクト



I 重要課題

江東区では、次に掲げる2つの課題について、まちづくりに大きな影響を与える重要課題として、状況の変化を的確にとらえ適時適切に対応します。

1 築地市場の豊洲移転整備

平成22年10月、東京都は築地市場の豊洲移転を進める方針を打ち出し、区としても、平成23年7月に東京都からの協議を受け、新市場整備に伴う課題への対応を求めた上で、了承しました。

都は、新市場の開場を平成28年11月上旬とし、整備を進めています。新市場の整備にあたり特に重要な課題となるものは、土壌汚染対策、交通対策、にぎわいの場の創出、そして環境まちづくりへの配慮です。新市場の整備に伴うこれらの課題に対し、本区は全力を挙げて取り組んでいきます。

① 都による土壌汚染対策の確実な実施

土壌汚染対策は、新市場の整備にあたっての最重要課題であり、汚染された土壌を無害化することが新市場を整備する上での大前提となります。食の安全・安心に対する区民の不安を払拭するため、本区はこれまで都に対し、徹底した土壌汚染対策の確実な履行、及び地震による液状化対策をはじめとする防災対策等防災基盤の整備を強く求めてきました。

そして平成26年11月、『豊洲新市場予定地の土壌汚染対策工事に関する技術会議』において、汚染土壌及び汚染地下水の対策、液状化対策、盛土など、都による土壌汚染対策工事が完了したことが確認されました。今後も区として、地下水モニタリング調査の結果を注視していきます。

② 交通対策の実施

新市場の整備に伴い、多くの人々が豊洲を訪れることが想定されます。本区は、必要性を増す本区の南北を結ぶ交通網の整備について、国や都、鉄道事業者等と緊密に連携し、豊洲－住吉間における地下鉄8号線(有楽町線)延伸の一日も早い実現やバス路線の新設など、公共交通網の充実に向けて、区民・区議会とともに取り組んでいきます。また、交通渋滞及び路上駐車防止、さらに交通事故の防止等を含めた総合的な交通対策について、都に求めていきます。

③ 新市場と一体となったにぎわいの場の整備

新市場の整備にあたっては、現在の築地における場外市場のような、多くの区民や都民、観光客等が訪れるにぎわいの場を一体として整備することがまちづくりの観点から不可欠

です。本区は都に対し、新市場を魅力あふれる東京の新たな観光名所として整備するよう求めています。

4 環境まちづくりへの配慮

新市場整備予定地を含む豊洲ふ頭では、本区が平成23年6月に「豊洲グリーン・エコアイランド構想」を策定し、環境先端拠点の形成を目指しています。本区は、新市場整備にあたり同構想に定める環境まちづくりの方針に最大限配慮することを、都に求めています。

2 中央防波堤埋立地の帰属

本区西南端の青海三丁目から第二航路海底トンネルでつながる中央防波堤内側埋立地は、平成8年に竣工したにもかかわらず、未だにどの区へ帰属するか決まっています。

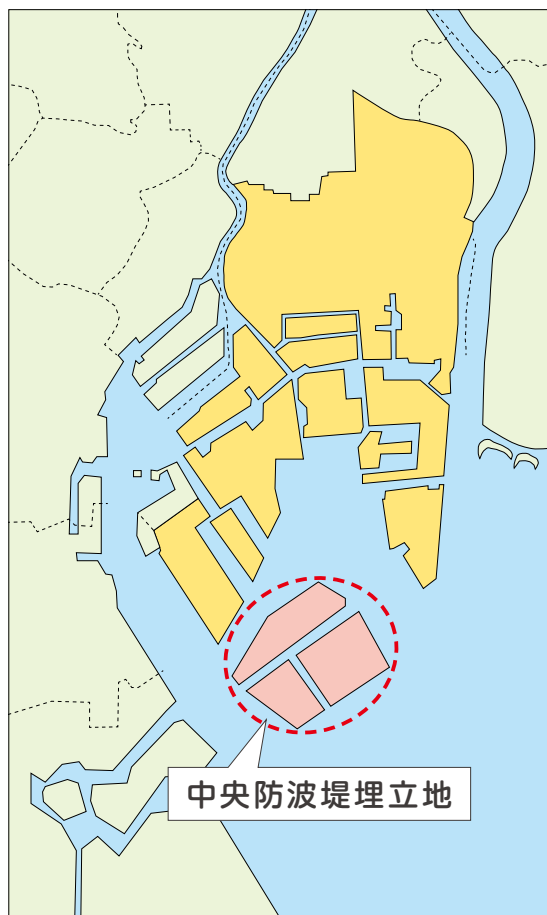
江東区は、中央防波堤内側埋立地及び中央防波堤外側埋立地ともに、当然本区に帰属すべきであると主張しています。一方、同埋立地については、大田区も帰属を主張しています。2020年の東京オリンピック・パラリンピックでは同埋立地にも競技場が整備される予定であることから、本区は、以下の2つの視点を踏まえつつ、帰属問題の早期解決に向け、取り組んでいきます。

1 歴史的経緯 ～ごみ問題との関係～

本区は、これまで東京23区のごみの終末処理を全て負わされてきました。本区地先の水面におけるごみの埋立てにより、区民は長年にわたり、悪臭やハエの大量発生、1日に5,000台を超えるごみ運搬車による交通渋滞、ごみや汚汁の飛散などに苦しんできました。中央防波堤埋立地についても、長年にわたる区民の犠牲の上に造成された土地であることは、明白な歴史的事実です。帰属問題に関しては、中央防波堤埋立地の造成そのものが、本区が苦しんできたごみ問題と切っても切れない関係にあることは、帰属を判断する上での最大のポイントです。

2 区民・区議会・行政一丸となった取組み

中央防波堤埋立地の帰属問題の解決に向けては、区民や区議会の理解と協力が何より重要です。区民・区議会・行政が一丸となり、毅然とした強い姿勢で、本区の主張を関係機関に対し働きかけていきます。



II 重点プロジェクト

江東区では、次に掲げる7つの事業を、長期計画(後期)において特に重点的に取り組むべき「重点プロジェクト」と位置づけ、着実な実施を図ります。

1 オリンピック・パラリンピック開催への準備 **新規**

- 平成25年9月、2020年オリンピック・パラリンピックの開催地が東京に決定しました。区内には、数多くの競技場が配置される予定であり、本区のまちづくりに大きな影響を与えることとなります。
- 区では、平成26年度に区民の力で後世に残る素晴らしい大会にするため、区民からの提案やアイデアを伺うイベントを区内4会場で行いました。また、区では全庁での取り組みの一環として、若手職員によるプロジェクトチームを設置し、気運醸成の方策について検討しました。
- 平成27年に「オリンピック・パラリンピックまちづくり基本計画」を策定し、大会開催後の区の都市像を掲げ、レガシーを活かしたまちづくりを推進します。
- 開催準備に向けた新たな取り組みの一つとして、会場周辺路線の無電柱化を行い、開催に向けた環境整備を推進するほか、オリンピック・パラリンピックに伴う事業の財源に充てるため、新たに基金を設置します。
- オリンピック・パラリンピック開催にあたっては、一過性のイベントとせず、スポーツの振興、ボランティア活動の推進、観光施策の推進、コミュニティサイクルの展開等自転車利用を含めた環境への配慮やユニバーサルデザインの推進等、様々な分野においてレガシーを将来に継承する必要があります。
- 今後とも、国や東京都等の動向を注視しつつ、オリンピック・パラリンピックの大会成功と江東区のさらなる発展に向け、必要な施策に取り組めます。

大会の成功・江東区のさらなる発展



2 南部地域における公共施設の整備 新規

- 南部地域では、大規模開発の進展により人口増が続いています。また、オリンピック・パラリンピック開催後、有明北地区の仮設会場跡地においては住宅等の開発が行われる予定であり、今後も子育て世帯を中心に、行政需要の一層の拡大が予想されます。
- 区では、長期計画(前期)において、南部地域における急激な人口増に対応するため、豊洲シビックセンターの整備のほか、江東湾岸サテライト保育所を含む認可保育所や豊洲西小学校の整備等に取り組んできました。
- 現在の社会経済状況等のもとで、大規模開発やそれに基づく人口増の長期的な見通しを立てることは困難な状況にあります。人口増や多様な区民ニーズに対応した公共施設の整備は必要であると考えています。
- 今後は、人口動向を注視しながら、認可保育所や子育て支援施設、小中学校、保健・福祉施設等、必要な公共施設の選定や整備時期、民間活力の活用も含めた効率的、効果的な整備手法、さらには必要な用地の確保等についても検討を進めます。



3 緑化・温暖化対策の推進

- 江東区みどり・温暖化対策基金を活用し、緑化と温暖化対策を積極的に推進します。
- 小学校の校庭の芝生化や、新築・改築等の区立施設における屋上・壁面緑化、道路の隙間緑化及び河川の護岸緑化を推進します。また、街路樹の本数を長期計画期間中に倍増させ、緑の中の都市「CITY IN THE GREEN」の実現を目指します。
- 屋上緑化や生垣緑化を行う区民・事業者に対し、工事費の一部を助成するとともに、みどりのコミュニティ講座を開催し、区民・事業者・区が一体となって緑化を推進します。
- 太陽光発電や省エネルギー設備を導入する区民・事業者に対し、設置費用の一部を助成するとともに、新築・改築等の区立施設に再生可能エネルギー設備や雨水を有効利用するための設備を可能な限り設置し、二酸化炭素(CO₂)排出量の削減と地球温暖化の防止を図ります。
- 「江東区公共建築物等における木材利用推進方針」に基づき、積極的な木材利用の推進を通じて温暖化対策の一層の推進を図ります。なお、具体的な取り組みとして、(仮称)第二有明小・中学校の整備にあたり、建物の木質化に加え、本区初の試みとして一部を木構造とします。

区民一人一人が緑を育み、
環境に配慮する品格あるまちの実現

「CITY IN THE GREEN」 の実現

- 区立施設における屋上・壁面緑化の推進
- 小学校の校庭の芝生化
- 街路樹の倍増・道路の隙間緑化・河川の護岸緑化
- みどりのコミュニティ講座開催
- 屋上緑化・生垣緑化への助成

区民・事業者・ 区の協働

地球温暖化の防止

- 太陽光発電や省エネルギー設備導入に対する助成
- 区立施設における再生可能エネルギー等の活用
- 公共建築物への木材利用の推進

江東区みどり・温暖化対策基金

4 子育て・教育環境の整備

- 認可保育所を積極的に整備し、定員の増を図ることにより実質的待機児童の解消を目指します。また、認可外保育施設の認可保育施設への円滑な移行を推進します。
- 在宅で子育てをしている家庭に対しても、多様で柔軟かつきめ細かな在宅子育て支援サービスの充実を図ります。
- 「こうとう学びスタンダード」の確実な定着のために、小中学校に学びスタンダード強化講師を配置します。
- 南部地域の急激な人口増に対応するため、(仮称)第二有明小・中学校の着実な整備を図るとともに、新たな小中学校の整備に向けた検討を行います。
- 既存の小中学校や幼稚園の改築・増築・大規模改修等を計画的に実施し、児童・生徒が安心して充実した学校生活を送ることができる教育環境の実現を図ります。
- 放課後子ども教室と学童クラブとの連携・一体化事業「放課後子どもプラン」(愛称:江東きッズクラブ)を全小学校で展開し、小学校のこどもたちが放課後等に安全で安心して、楽しく過ごすことができる居場所・生活の場を提供します。

事業計画

	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
保育所定員増数※	1,118	1,184	1,020	1,039	1,020
(仮称)第二有明小学校	設計	工事	工事	開校	
(仮称)第二有明中学校	設計	工事	工事	開校	
放課後子どもプラン実施校	33	39	45	46	46

※認可保育所(小規模保育事業実施施設を含む)の定員増数



5 高齢者・障害者関連施設の整備

- 高齢者が住みなれた地域で、必要な施設サービスを受けられる環境を整備するため、区内に15か所目の特別養護老人ホーム及び2か所目の介護専用型ケアハウスの整備を推進します。
- 比較的低額な料金で、すまいや食事、見守り等を提供する都市型軽費老人ホームの整備を推進します。
- 認知症高齢者グループホームの整備を推進し、東京都が定める整備目標をさらに上回る整備率を目指します。また、日常生活上の介護と機能訓練を行うとともに、希望に応じて「訪問」や「泊まり」を組み合わせてサービスを提供する小規模多機能型居宅介護施設を整備し、在宅支援サービスの拡充を図ります。
- 障害者が、日常生活支援を受けながら、地域生活へ移行することを支援するため、日中活動の場も併設した障害者多機能型入所施設の整備を推進します。
- 児童会館敷地の有効活用を図るため、高齢者や児童向け施設等を併設する新たな複合施設の整備について検討します。

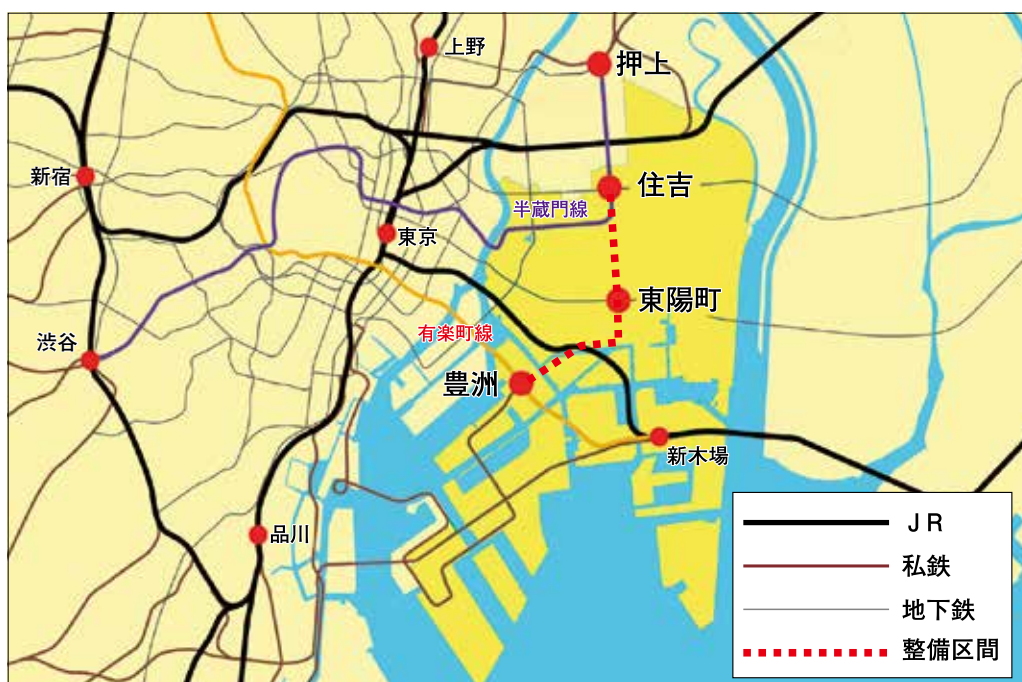
事業計画

	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
特別養護老人ホーム (新規整備数)		1			
介護専用型ケアハウス (新規整備数)		1			
都市型軽費老人ホーム (新規整備数)		2	1	1	1
認知症高齢者グループホーム (新規整備数)	1	1	1	1	1
小規模多機能型居宅介護施設 (新規整備数)	1	1	1	1	1
障害者多機能型入所施設 (新規整備数)					※

※障害者多機能型入所施設は、平成31年度に設計に着手予定

6 南北交通の利便性の向上

- 区の南北を結ぶ交通網の利便性を高めるために、地下鉄8号線(有楽町線)の延伸は必要不可欠です。国の運輸政策審議会答申第18号(平成12年1月)「東京圏における高速鉄道を中心とする交通網の整備に関する基本計画」では、地下鉄8号線(豊洲-住吉)は平成27年までに整備着手することが適当な路線として位置づけられたほか、国が平成24年1月に見直した「都市再生緊急整備地域の地域整備方針(東京都心・臨海地域)」でも、地下鉄8号線延伸を検討する旨が盛り込まれています。
- 東京都が平成26年12月に策定した「東京都長期ビジョン」、同月に改定された「東京都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」においても、地下鉄8号線延伸を検討する旨が盛り込まれています。
- 地下鉄8号線の延伸によって、東京都東部や千葉県北西部から臨海部への移動にかかる所要時間が短縮されるとともに、地下鉄東西線などにおける混雑の緩和が期待されています。また、本区には鉄道駅から比較的離れている地域が点在していますが、これらの鉄道不便地域が一部解消されます。
- 東京都が整備を進めている豊洲新市場の開場に伴い、多くの人々が豊洲を訪れることが想定されるため、交通対策が今後の大きな課題となります。この点からも、地下鉄8号線の延伸の必要性はますます高まっています。
- 区は、基金を設置して、地下鉄8号線の延伸に要する経費に充てるための積み立てを行うとともに、国や都、鉄道事業者等と緊密に連携し、豊洲-住吉間における地下鉄8号線延伸の一日も早い実現を目指します。



7 災害に強いまちづくりの推進 新規

- 区民の生命・安全を守る基礎自治体として、防災都市江東の推進を図るため、区内初のターミナル機能を持つ江東区中央防災倉庫の整備や防災船着場の改修、小中学校へのヘリサイン設置等、区内防災施設の整備・改修を推進します。
- 震災時の火災による延焼が懸念される木造住宅密集地域の不燃化を促進するため、不燃化推進特定整備地区(北砂三・四・五丁目地区)において、現地相談ステーションの運営や全戸訪問、老朽建築物除却助成、不燃建替・不燃共同化建替(設計・監理)助成、小規模公園の整備、行き止まり道路の解消等に取り組みます。
- 平成32年度までに、不燃化推進特定整備地区における不燃領域率70%の実現を目指すとともに、不燃化特区推進事業で得た知見を活用し、不燃領域率の低いその他の地区においても、不燃化に向けた取り組みを検討します。

事業計画：不燃化特区推進事業

区分	事業	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
積極的働きかけ (現地相談ステーション)	個別訪問	▶				
	現地相談	▶				
建替等の促進	老朽建築物除却助成	▶				
	不燃建替・不燃共同化建替(設計・監理)助成	▶				
居住環境の改善	小規模公園の整備 行き止まり道路等解消			□ □ □ □	▶	

※事業期間は、平成32年度まで

